

平成 29 年度

F P に関する制度改正資料

金融資産運用設計

不動産運用設計

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

タックスプランニング

相続・事業承継設計

平成 29 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、**該当ページ**には、平成 28 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

- 山田コンサルティンググループ -
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

< 金融資産運用設計 >

1. N I S A のロールオーバーの上限が撤廃されました。

N I S A のロールオーバー（非課税期間が終了した時点で、翌年の非課税枠に資産を移管させること）の上限が撤廃されました。

	改正前	改正後
ロールオーバーの上限	120 万円	<u>なし</u>

該当ページ P79

2. 「積立 N I S A」が創設されました。

平成 30 年 1 月 1 日より、少額の積立・分散投資を促進するために「積立 N I S A」が創設されました。

< 積立 N I S A >

開設者（対象者）	20歳以上 ¹ の居住者等
非課税年間投資上限	40万円 ²
非課税最長期間	20年間 ³
払出し制限	なし
口座開設可能期間	平成30年1月1日～平成49年12月31日まで
投資対象	一定の公募株式投信（運用期間20年以上、非毎月分配型ファンド等）

1 口座開設の年の1月1日における年齢

2 未使用枠の翌年以後への繰越は不可

3 当該口座を開設した1月1日からの期間。途中売却可。売却部分の枠の再利用は不可

該当ページ P80 に追記

3. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）が見直されました。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）は改正が行われ、平成 28 年 10 月 1 日から、取引時の確認方法が変更されました。

< 主な変更点 >

顔写真がない本人確認書類の取扱いの変更

保険証等の顔写真がない本人確認書類を提示した場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書の追加の提示等が必要となる。

外国政府等において重要な公的地位にある本人等の場合の追加確認

外国政府等において重要な公的地位にある本人（過去にその地位にあった場合を含む）、およびその家族の取引については、すでに本人特定事項等の確認が行われていても、新たに別の預金口座を開設する場合等には、追加の確認が必要となる。

法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法の変更

社員証などによる在籍の確認ではなく、委任状等の書面や当該法人に対して電話等による取引権限の有無の確認を受けることが必要となる。

法人の実質的支配者の確認に係る変更

当該法人の議決権の 25% 超を直接または間接的に有している実質的支配者について、本人確定事項（氏名・住所・生年月日等）の申告が必要となる。

なお、「10万円を超える振込を現金で行うとき」には、取引時確認が必要となりますが、平成 28 年 10 月 1 日以降、公共料金・入学金等の場合は不要となりました。

< 不動産運用設計 >

1. ナイトクラブに関する建築制限が変更されました。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）の改正に伴い、ナイトクラブについては、劇場等と同様の用途としての建築制限が適用されることになりました。

該当ページ P55

2. 土地の売買による所有権移転登記の軽減税率の適用期限が2年間延長されました（登録免許税）

土地の売買による所有権移転登記の軽減税率の適用期間が平成31年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
対象期間	平成29年3月31日	平成31年3月31日

該当ページ P100

3. 住宅用建物についての軽減税率適用期限が3年間延長されました（登録免許税）

住宅用建物についての軽減税率（所有権保存登記：不動産の価額の1,000分の1.5、所有権移転登記：不動産の価額の1,000分の3、住宅取得資金の貸付等にかかる抵当権設定登記：債権金額の1,000分の1）の適用期間が平成32年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
対象期間	平成29年3月31日	平成32年3月31日

該当ページ P101

4. 居住用超高層建築物についての課税方法が変更されます（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）

高さ60㎡超の居住用マンションのうち複数の階に住戸が所在しているもの（居住用超高層建築物）の固定資産税、都市計画税、不動産取得税については、所在する階層の差異による床面積当たりの取引単位の変化の傾向を反映するための補正率（階層別専有床面積補正率）によって補正を行います（原則として、平成30年度から新たに課税されるもの）。

1階を100とし、1階増すごとに39分の10を加えた数値）

該当ページ P108、P109

5. 重要事項説明の項目に、「建物状況調査（インスペクション）」が追加されます。

平成 30 年 4 月 1 日以降、重要事項説明の項目に「建物状況調査（インスペクション）」の結果の概要等についての説明が追加されます。

該当ページ P116

<ライフプランニング>

1. 消費者契約法が改正されました。

消費者契約法の一部を改正する法律が、平成 28 年 6 月に公布されました。今回の改正では、不実告知に関する「重要事項」の拡大や過量販売による取消規定の新設などが行われます。また、取消権の時効について、「追認をすることができるとき」の行使期間が 6 ヶ月から 1 年に延長されます。一部の規定を除き、平成 29 年 6 月 3 日に施行されます。

該当ページ P10

2. すまい給付金の対象期間が延長されました。

すまい給付金の対象期間が平成 33 年 12 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
対象期間	平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 12 月 31 日

該当ページ P90

3. フラット 35 S の金利引下げ幅が改定されます。

平成 29 年 10 月 1 日以降、フラット 35 S の金利引下げ幅が、年 0.25% となります。

金利引下げプラン	金利引下げ期間	フラット 35 の金利からの金利引下げ幅
フラット 35 S (金利 A プラン)	当初 10 年間	平成 29 年 9 月 30 日以前 年 0.3%
フラット 35 S (金利 B プラン)	当初 5 年間	平成 29 年 10 月 1 日以降 年 0.25%

該当ページ P117

4. 教育一般貸付の要件が拡充されました。

子ども 3 人以上の世帯 () かつ世帯年収 500 万円 (所得 346 万円) 以内の者については、返済期間の延長 (18 年以内)、通常金利からの金利引下げが行われます。

世帯で扶養している子どもの人数のことで、年齢、就学の有無は問われません。

該当ページ P132

5. 日本学生支援機構の奨学金制度が見直されます。

第一種奨学金において、低所得世帯の生徒については、学力基準が実質的に撤廃されます。また、平成 30 年度の進学者から給付型の奨学金制度が開始される予定です。

該当ページ P134

<リタイアメントプランニング>

1. 雇用保険の保険料率が改正されました。

<平成 29 年度の雇用保険料率>

事業の種類	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	9 / 1,000	3 / 1,000	6 / 1,000
農林水産の事業など	11 / 1,000	4 / 1,000	7 / 1,000
建設の事業など	12 / 1,000	4 / 1,000	8 / 1,000

該当ページ P11

2. 基本手当の支給に関する暫定措置等が延長されました。

特定理由離職者（期間の定めのある労働者の雇止めによる離職）を特定受給資格者とみなして基本手当を支給する等の暫定措置が、平成 34 年 3 月 31 日まで延長されました。

該当ページ P14、P15

3. 基本手当の所定給付日数が引き上げられました。

倒産、解雇等により離職した30歳以上45歳未満の者で被保険者期間1年以上5年未満の場合の所定給付日数が引き上げられました。

30歳以上35歳未満：90日 120日

35歳以上45歳未満：90日 150日

退職時年齢	被保険者期間	1年以上5年未満
	30歳以上35歳未満	120日
35歳以上45歳未満	150日	

該当ページ P15

4. 専門実践教育訓練給付金の給付率の上限が引き上げられます。

平成 30 年 1 月以降、専門実践教育訓練給付の給付率が受講費用の最大 70% に引上げられます。

該当ページ P19

5. 育児休業給付金の支給期間が延長されます。

原則 1 歳までの育児休業期間は、保育所に入れない場合等に限り 6 ヶ月延長することが可能ですが、平成 29 年 10 月からは、さらに 6 ヶ月の再延長（子が 2 歳まで）が可能となります。

該当ページ P22

6. 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率が改正されました。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率（都道府県別）、および介護保険料率（全国一律）が改正されました。

	改正前	改正後
保険料率	<u>9.79% ~ 10.33%</u> (全国平均 10.00%)	<u>9.69% ~ 10.47%</u> (全国平均 10.00%)
介護保険料率	<u>1.58%</u> (全国一律)	<u>1.65%</u> (全国一律)

該当ページ P28、P54

7. 70歳以上の高額療養費の上限額が引き上げられます。

高齢者の医療費の負担は、現役世代と比べて軽くなるように設定されています。年々増加する医療費を圧縮するために、70歳以上の高額療養費の上限額が2段階（平成29年8月、平成30年8月）で引き上げられます。

平成29年8月の変更点は次のとおりです。

一般の外来：12,000円 14,000円、年間上限144,000円を設定

一般の外来+入院：44,400円 57,600円、多数回該当を設定

現役並みの外来：44,400円 57,600円

<70歳以上の高額療養費の上限額（平成29年8月診察分～平成30年7月診察分）>

適用区分		外来 (個人)	外来+入院 (世帯)
現役並み	年収約370万円～ 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	<u>57,600円</u>	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円 ² >
	年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満 ¹	<u>14,000円</u> (年間上限 <u>144,000円</u>)	<u>57,600円</u> <多数回44,400円 ² >
低所得者	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

2 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が引き下げられます。

なお、69歳以下の高額療養費についての変更はありません。

該当ページ P37、P51

8. 国民年金保険料が改正されました。

平成 29 年度の国民年金保険料は月額 16,490 円です。

該当ページ P81

9. 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 29 年 4 月 1 日現在の厚生年金保険料率は 18.182% です。

該当ページ P85

10. 受給資格期間が短縮されます。

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間（＝保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）が 25 年以上必要ですが、平成 29 年 8 月以降は 10 年以上に短縮されます。

該当ページ P87～88、P97

11. 年金額が改正されました。

	平成 29 年度価額	該当ページ
老齢基礎年金	779,300 円	P94～95、P107～108、P110
振替加算	224,300 円から 15,028 円	P96、P110
定額部分	1,625 円	P104、P110
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 224,300 円～389,800 円 子：2 人目まで 224,300 円 3 人目以降 74,800 円	P107、P110
障害基礎年金 1 級	974,125 円	P130、P133
障害基礎年金 2 級	779,300 円	P130、P133
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224,300 円 3 人目以降：74,800 円	P130、P133
障害厚生年金の配偶者の加算	224,300 円	P132～133
障害厚生年金 3 級の最低保障額	584,500 円	P132
遺族基礎年金	779,300 円	P136、P143～144
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224,300 円 3 人目以降：74,800 円	P136、P143～144
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	584,500 円	P141、P143

12. 在職老齢年金の支給停止調整変更額および支給停止調整額が引き下げられました。

改正前	改正後
60歳台前半の支給停止調整変更額および 65歳以降の支給停止調整額： <u>47</u> 万円	60歳台前半の支給停止調整変更額および 65歳以降の支給停止調整額： <u>46</u> 万円

該当ページ P113、P115～116

13. 寡婦年金の受給要件が短縮されます。

夫の要件のうち、「死亡日の前日において、死亡月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上あること」が、平成29年8月以降は10年以上に短縮されます。

該当ページ P137

< タックスプランニング >

1. 医療費控除等の適用を受けるための添付書類が変更されます。

平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月以後に提出する場合には、領収書に代えて、医療費等の明細書等を添付することになります（ただし、平成 29 年分から平成 31 年分については、経過措置として、領収書の添付または提示によることも可）。

該当ページ P56

2. 配偶者控除および配偶者特別控除が変更されます。

配偶者控除および配偶者特別控除の適用要件や控除額が変更されます（平成 30 年分以後の所得税、平成 31 年度分以後の個人住民税について適用）。

< 配偶者控除 >

改正前				
納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
所得制限なし	38 万円	33 万円	48 万円	38 万円
改正後				
納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
900 万円以下	38 万円	33 万円	48 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	32 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	16 万円	13 万円
1,000 万円超	なし			

< 配偶者特別控除 >

改正前						
配偶者の合計所得金額		所得税	住民税			
38万円超	40万円未満	38万円	33万円			
40万円以上	45万円未満	36万円				
45万円以上	50万円未満	31万円	31万円			
50万円以上	55万円未満	26万円	26万円			
55万円以上	60万円未満	21万円	21万円			
60万円以上	65万円未満	16万円	16万円			
65万円以上	70万円未満	11万円	11万円			
70万円以上	75万円未満	6万円	6万円			
75万円以上	76万円未満	3万円	3万円			
76万円以上		なし				
改正後						
配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
38万円超 85万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
85万円超 90万円以下	36万円		24万円		12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
123万円超	なし					

該当ページ P62、P63

3. 住宅ローン控除の適用対象となる勤務先からの借入金の利率が変更されました。

勤務先からの借入金について、住宅ローン控除の適用対象となる利率が変更されました（平成29年1月1日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合に適用）。

	改正前	改正後
利率	年 1.0%以上	年 0.2%以上

該当ページ P71

4. 住宅ローン控除の適用期限が延長されました。

< 一般的な住宅 >

改正前				
居住年	控除期間	年末借入残高	控除率	各年の 最高控除額
平成 26 年 4 月 ~ 平成 31 年 6 月	10 年間	~ 4,000 万円 (注)	1 ~ 10 年 1 %	40 万円
(注) 最高控除額が増額されるのは、住宅等の対価または増改築等の費用に含まれる消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合に限られる。				
改正後				
居住年	控除期間	年末借入残高	控除率	各年の 最高控除額
平成 26 年 4 月 ~ 平成 33 年 12 月	10 年間	~ 4,000 万円 (注)	1 ~ 10 年 1 %	40 万円
(注) 最高控除額が増額されるのは、住宅等の対価または増改築等の費用に含まれる消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合に限られる。				

< 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 >

改正前				
居住年	控除期間	年末借入残高	控除率	各年の 最高控除額
平成 26 年 4 月 ~ 平成 31 年 6 月	10 年間	~ 5,000 万円 (注)	1 ~ 10 年 1 %	50 万円
(注) 最高控除額が増額されるのは、住宅等の対価または増改築等の費用に含まれる消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合に限られる。				
改正後				
居住年	控除期間	年末借入残高	控除率	各年の 最高控除額
平成 26 年 4 月 ~ 平成 33 年 12 月	10 年間	~ 5,000 万円 (注)	1 ~ 10 年 1 %	50 万円
(注) 最高控除額が増額されるのは、住宅等の対価または増改築等の費用に含まれる消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合に限られる。				

< 住民税額からの控除 >

改正前	
居住年	控除限度額
平成 26 年 4 月 ~ 平成 31 年 6 月	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高 13.65 万円)
(注) 平成 26 年 4 月 ~ 平成 31 年 6 月の欄の金額は、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合 (東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合を含む) の金額である。	
改正後	
居住年	控除限度額
平成 26 年 4 月 ~ 平成 33 年 12 月	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高 13.65 万円)
(注) 平成 26 年 4 月 ~ 平成 33 年 12 月 の欄の金額は、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 % または 10 % である場合 (東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合を含む) の金額である。	

該当ページ P71、P72、P73、P96、P97、ライフ p89

5. 法人税の申告および申告書の提出期限についての特例が創設されました。

法人税の申告および申告書の提出期限について特例が創設されました。

	改正前	改正後
原則	事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内	事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内
特例	会計監査人の監査を受けるなどの理由により 2 ヶ月以内に決算が確定しない場合には、申告期限を 1 ヶ月延長することができる。	会計監査人の監査を受けるなどの理由により 2 ヶ月以内に決算が確定しない場合には、申告期限を 1 ヶ月延長することができる。 <u>会計監査人を置いており、各事業年度終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、4 ヶ月を超えない範囲で、税務署長が指定する月数の期間、確定申告書の提出期限を延長することができる。</u>

該当ページ P117、P160

6. 退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置が3年間延長されました。

退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置が延長されました。

	改正前	改正後
対象期間	平成 29 年 3 月 31 日	平成 32 年 3 月 31 日

該当ページ P120

7. 損金算入することができる役員給与の範囲が変更されました。

役員給与のうち、原則として損金算入することができる範囲が変更されました。

	改正前	改正後
定期同額給与	<u>支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、支給額が同額である給与</u>	<u>支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、支給額または手取額が同額である給与</u>
事前確定届出給与	<u>その支給がその支給が利益に基づくものではなく、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与で、一定の期限までに納税地の所轄税務署長にその内容に関する届出をしているもの</u>	<u>その支給がその支給が利益に基づくものではなく、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与で、一定の期限までに納税地の所轄税務署長にその内容に関する届出をしているもの(確定した金銭の額だけでなく、確定した数の株式(市場価格のある株式等(「適格株式」)に限る)や、新株予約権(市場価格のある株式が交付される新株予約権(「適格新株予約権」)に限る)の交付による給与が含まれる)</u>

該当ページ P136

8. 中小企業向け措置法による所得制限が創設されました。

前3事業年度における平均所得金額が年15億円を超える中小企業は、その事業年度において中小企業向けの特例のうち租税特別措置法に関する特例(法人税の軽減税率(15%)、交際費の定額控除など)の適用を受けることができなくなります(平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用)。

該当ページ P143

9. 法人税率（普通法人）の税率が変更されました。

普通法人についての法人税率が下記のとおり変更されました。

< 法人税率（普通法人）の税率 >

普通法人	資本金 または 出資金	所得金額	税率		
			平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 の間に開始する 事業年度	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に 開始する事業年 度	平成 31 年 4 月 1 日以後にに開 始する事業年度
	1 億円超	-	23.4%	23.2%	23.2%
	1 億円以下	年 800 万円 以下の部分	15%	15%	19%
		年 800 万円 超の部分	23.4%	23.2%	23.2%

該当ページ P148

10. 法人住民税の法人税割の税率が変更されます。

法人住民税の法人税割の税率は、下記のとおり変更されます（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度において適用）。

< 法人住民税の法人税割の税率 >

	道府県民税	市町村民税	計
標準税率	1.0%	6.0%	7.0%
制限税率	2.0%	8.4%	10.4%

該当ページ P149

11. 法人事業税の税率が変更されます。

法人事業税の税率は、下記のとおり変更されます（平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度において適用）。

< 期末資本金額が 1 億円以下の場合の税率 >

所得	標準税率
年 400 万円以下の部分の金額	5.0%
年 400 万円超 800 万円以下の部分の金額	7.3%
年 800 万円超の部分の金額	9.6%

< 期末資本金が 1 億円超の場合の税率（外形標準課税） >

標準税率	所得割		付加価値割 1.2%	資本割 0.5%
	年 400 万円以下の部分の金額	<u>1.9%</u>		
	年 400 万円超 800 万円以下の部分の金額	<u>2.7%</u>		
	年 800 万円超の部分の金額および清算所得	<u>3.6%</u>		

該当ページ P151、P152

12. 地方法人特別税が廃止されます。

地方法人特別税は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から廃止されます。

該当ページ P152

< 相続・事業承継設計 >

1. 相続税・贈与税の納税義務者の範囲が見直されました。

納税義務者の範囲について、下記 ~ の見直しが行われ、平成 29 年 4 月 1 日以後の相続・贈与等について適用されます。

国外財産に対する相続税・贈与税の非課税要件について、被相続人と相続人および贈与者と受贈者の国内住所の有無に関する期間を 5 年から **10 年**に延長する
 日本の住所および国籍を有しない者が、過去 **10 年**以内に日本に住所を有していた者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課税対象とする
 滞在が一時的である外国人同士の相続・贈与の場合は、**国内財産のみ**を課税対象とする

< 相続税および贈与税の納税義務の範囲 >

改正前				
被相続人 贈与者		国内に 住所あり	国内に住所なし	
			日本国籍あり	
日本に住所あり		5 年以内に 国内に住所あり	左記以外	国内財産・国外財産ともに課税
			国内に住所なし	
国内に住所なし		5 年以内に国内に住所あり		国内財産のみに課税
		上記以外		

改正後				
被相続人 贈与者		国内に 住所あり	国内に住所なし	
			日本国籍あり	
日本に住所あり		10年以内に 国内に住所あり	左記以外	国内財産・国外財産ともに課税
			国内に住所なし	
国内に住所なし		10年以内に国内に住所あり		国内財産のみに課税
		上記以外		

滞在が一時的な外国人は
その住所が「ない」と見なす

国内財産・国外財産ともに課税

2. 物納できる財産の範囲・順位が見直されました。

物納できる財産の範囲・順位について、下記の見直しが行われました。

	改正前 (平成 29 年 3 月 31 日まで)	改正後 (平成 29 年 4 月 1 日以後)
第 1 順位	国債、地方債、不動産(底地を含む)、船舶	国債、地方債、不動産(底地を含む)、船舶、 <u>上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券・投資証券等</u>
第 2 順位	社債、株式、証券投資信託または貸付信託の受益証券	<u>上場されていない株式・社債・証券投資信託等の受益証券</u> または貸付信託の受益証券
第 3 順位	動産	動産

「投資証券等」とは、一般的に投資法人の社員の地位(投資口)を表示する証券等を指す

該当ページ P85

3. 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の非課税枠が見直されました。

平成28年11月28日付で公布・施行された『平成28年法律第85号』により、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の非課税枠が、下記のとおり見直されました。

改正前		
a. 下記 b. 以外の場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
~ H. 27. 12. 31	1,500 万円	1,000 万円
H. 28. 1. 1 ~ H. 28. 9. 30	1,200 万円	700 万円
H. 28. 10. 1 ~ H. 29. 9. 30	1,200 万円	700 万円
H. 29. 10. 1 ~ H. 30. 9. 30	1,000 万円	500 万円
H. 30. 10. 1 ~ H. 31. 6. 30	800 万円	300 万円
b. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
~ H. 27. 12. 31		
H. 28. 1. 1 ~ H. 28. 9. 30		
H. 28. 10. 1 ~ H. 29. 9. 30	3,000 万円	2,500 万円
H. 29. 10. 1 ~ H. 30. 9. 30	1,500 万円	1,000 万円
H. 30. 10. 1 ~ H. 31. 6. 30	1,200 万円	700 万円

改正後		
a. 下記 b. 以外の場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
~ H.27.12.31	1,500 万円	1,000 万円
H.28.1.1 ~ <u>H.32.3.31</u>	1,200 万円	700 万円
<u>H.32.4.1</u> ~ <u>H.33.3.31</u>	1,000 万円	500 万円
<u>H.33.4.1</u> ~ <u>H.33.12.31</u>	800 万円	300 万円
b. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
H.31.4.1 ~ H.32.3.31	3,000 万円	2,500 万円
H.32.4.1 ~ H.33.3.31	1,500 万円	1,000 万円
H.33.4.1 ~ H.33.12.31	1,200 万円	700 万円

「省エネ等住宅」とは、省エネ性、または、耐震性、または、バリアフリー性に適合している住宅

該当ページ P96、ライフ p87

4. 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例」の適用期限が延長されました。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例」の適用期限が平成 33 年 12 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
対象期間	<u>平成 31 年 6 月 30 日</u>	<u>平成 33 年 12 月 31 日</u>

該当ページ P107、ライフ p88

5. 会社規模の判定基準が見直されました。

会社規模の判定における大会社および中会社の範囲が拡大され、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した財産の評価に適用されます。

< 会社規模の区分 >

改正前	改正後
従業員数が100人以上の会社は大会社とする。 従業員数が100人未満の会社は、 イ．取引高基準 ロ．従業員数を加味した総資産 のいずれか大きい方とする。	従業員数が <u>70人以上</u> の会社は大会社とする。 従業員数が <u>70人未満</u> の会社は、 イ．取引高基準 ロ．従業員数を加味した総資産 のいずれか大きい方とする。

該当ページ P161

< 取引高基準 >

改正前			
取引金額			会社区分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
80億円未満 ～ 50億円以上	20億円未満 ～ 12億円以上	20億円未満 ～ 14億円以上	中会社の大
50億円未満 ～ 25億円以上	12億円未満 ～ 6億円以上	14億円未満 ～ 7億円以上	中会社の中
25億円未満 ～ 2億円以上	6億円未満 ～ 6,000万円以上	7億円未満 ～ 8,000万円以上	中会社の小
2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

改正後			
取引金額			会社区分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
30億円未満 ～ 7億円以上	20億円未満 ～ 5億円以上	15億円未満 ～ 4億円以上	中会社の大
7億円未満 ～ 3億5千万円以上	5億円未満 ～ 2億5千万円以上	4億円未満 ～ 2億円以上	中会社の中
3億5千万円未満 ～ 2億円以上	2億5千万円未満 ～ 6,000万円以上	2億円未満 ～ 8,000万円以上	中会社の小
2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

< 従業員数を加味した総資産基準 >

改正前						
総資産価額			従業員数			
			99人以下 50人超	50人以下 30人超	30人以下 5人超	5人以下
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社				
20億円以上	10億円以上	10億円以上	大会社			
20億円未満 14億円以上	10億円未満 7億円以上	10億円未満 7億円以上	中会社の 大			
14億円未満 7億円以上	7億円未満 4億円以上	7億円未満 4億円以上		中会社の 中		
7億円未満 7,000万円以上	4億円未満 4,000万円以上	4億円未満 5,000万円以上			中会社の 小	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満				小会社

改正後						
総資産価額			従業員数			
			69人以下 35人超	35人以下 20人超	20人以下 5人超	5人以下
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社				
20億円以上	<u>15億円以上</u>	<u>15億円以上</u>	大会社			
20億円未満 <u>4億円以上</u>	<u>15億円未満</u> <u>5億円以上</u>	<u>15億円未満</u> <u>5億円以上</u>	中会社の 大			
<u>4億円未満</u> <u>2億円以上</u>	<u>5億円未満</u> <u>2億5千万円以上</u>	<u>5億円未満</u> <u>2億5千万円以上</u>		中会社の 中		
<u>2億円未満</u> 7,000万円以上	<u>2億5千万円未満</u> 4,000万円以上	<u>2億5千万円未満</u> 5,000万円以上			中会社の 小	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満				小会社

< 土地保有特定会社 >

改正前					
	土地保有割合（相続税評価額による）				
大会社	70%以上				土地保有特定 会社に該当
中会社	90%以上				
小会社	総資産価額			土地保有割合 （相続税評価額 による）	
	卸売業	小売・サービス業	蹠・小売・サービス業外		
	20億円以上	10億円以上		70% 以上	
	7,000万円以上 20億円未満	4,000万円以上 10億円未満	5,000万円以上 10億円未満	90% 以上	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	適用除外	
改正後					
	土地保有割合（相続税評価額による）				
大会社	70%以上				土地保有特定 会社に該当
中会社	90%以上				
小会社	総資産価額			土地保有割合 （相続税評価額 による）	
	卸売業	小売・サービス業	蹠・小売・サービス業外		
	20億円以上	<u>15億円以上</u>		70% 以上	
	7,000万円以上 20億円未満	4,000万円以上 <u>15億円未満</u>	5,000万円以上 <u>15億円未満</u>	90% 以上	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	適用除外	

6. 株式保有特定会の判定基準が見直されました。

株式保有特定会の判定基準が見直され、判定上の分子に「新株予約権付社債」が加えられました。

	改正前 (平成 28 年 12 月 31 日まで)	改正後 (平成 29 年 1 月 1 日以後)
判定基準	$\frac{\text{株式・出資の価額}}{\text{総資産価額}}$	$\frac{\text{株式および新株予約権付社債・出資の価額}}{\text{総資産価額}}$

該当ページ P163

7. 類似業種比準価額の計算方法が見直されました。

非上場株式の評価方式の1つである「類似業種比準方式」の算出方法が見直されました。

	改正前 (平成 28 年 12 月 31 日まで)	改正後 (平成 29 年 1 月 1 日以後)
類似業種の株価	課税時期の属する月以前3ヵ月間の各月、前年平均のうち、いずれか低い金額	課税時期の属する月以前3ヵ月間の各月、前年平均、 課税時期の属する月以前2年間平均のうち、いずれか低い金額
配当金額・利益金額・簿価純資産価額の比重	1 : <u>3</u> : 1	1 : <u>1</u> : 1
その他	-	類似業種の上場会社の配当金額・利益金額・簿価純資産価額に、連結決算を反映させる

該当ページ P164

8. 「非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度」の雇用要件が見直されました。

「非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度」の雇用要件について、維持すべき従業員数を計算する際の端数処理が見直されました。

	改正前 (平成 28 年 12 月 31 日まで)	改正後 (平成 29 年 1 月 1 日以後)
雇用維持の割合	5年平均で相続開始時の8割 (1人未満の端数切上げ)	5年平均で相続開始時の8割 (1人未満の 端数切捨て)

該当ページ P187、193

9. 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」の適用対象が見直されました。

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」の適用対象に、相続時精算課税制度に係る贈与が加えられました。

	改正前 (平成 28 年 12 月 31 日まで)	改正後 (平成 29 年 1 月 1 日以後)
適用対象	暦年課税制度に係る贈与のみ	暦年課税制度に係る贈与 および 相続時精算課税制度に係る贈与

該当ページ P194

平成 29 年度

F P に関する制度改正資料

2017 年 6 月 1 日発行

制作・著作・発行

株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

無断複写・複製・頒布を禁じます。